

特集号

平成16年 4月10日
(2004年)

西宮市の国保

編集・発行
西宮市市民局市民部
国民健康保険グループ
国保収納グループ
〒662 8567 西宮市六湛寺町10番 3号

国民健康保険とは...

わが国では、全ての人が健康保険に加入する「国民皆保険制度」となっています。国民健康保険(国保)は、職場の健康保険等に加入してない方々等を対象にした、病気や怪我に備えて、加入者が保険料を出し合い助け合う健康と暮らしを支える制度です。国保は、皆様方の保険料の他に国からの補助金、市からの繰入金等で運営されています。

国民健康保険の加入・脱退について

3月や4月は、就職や退職または引越など、国民健康保険の加入や脱退の多い時期です。手続きをお忘れなく。手続きは原則、14日以内です。

こんなときは国保へ

他の市町村から転入したとき(他の保険に加入していない方)

他の市町村から転入の場合は、住民票の転入届を提出後、国民健康保険の窓口にお越しください。

退職などにより職場の健康保険をやめたとき
所得制限などで、健康保険の被扶養者からはずれたとき

「健康保険資格喪失証明書」(下記注 参照)が必要になります。健康保険資格喪失証明書は、事業主もしくは事業所の住所地の社会保険事務所で交付されます。

国保加入者に子供が生まれたとき

出産後、母子健康手帳と国民健康保険証を持参のうえ加入手続きしてください。

生活保護を受けなくなったとき

保護廃止決定通知書を持参のうえ加入手続きをしてください。

注意: 現在ご加入の健康保険の資格喪失前に国民健康保険の加入の手続きはできませんので、必ず、喪失後手続きしてください。

資格を喪失するときは

他の市町村へ転出したとき(国民健康保険の加入者の方)

国民健康保険証を返却していただくこととなりますので、転出届の手続き後、国民健康保険の窓口で国民健康保険の資格喪失の届を提出し、国民健康保険証を返却してください。

就職により職場の健康保険に加入したとき

他の健康保険の被扶養者として認定されたとき

職場の健康保険証の交付もしくは、被扶養者の認定が行われた健康保険証と国民健康保険証を持参のうえ、喪失の手続きをしてください。

国保の加入者が死亡したとき

死亡届を提出後、国民健康保険証を持参し、喪失の手続きをしてください。このとき、葬儀を行っていれば、葬祭費が支給されますので、印鑑、会葬お礼のハガキもしくは葬儀の領収書、振込を希望する喪主の銀行口座名、も併せて持参してください。

生活保護を受け始めたとき

保護開始決定通知書、国民健康保険証を持参してください。

健康保険などに加入し、国民健康保険の資格を喪失しても、自動的に資格は喪失しません。必ず、資格の喪失手続きを窓口で行ってください。

注 健康保険資格喪失証明書

	こんなとき	届出に必要なもの
加入のとき	ほかの市町村から転入のとき	印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、健康保険資格喪失証明書
	健康保険の被扶養者からはずれたとき	印鑑、健康保険資格喪失証明書
	こどもが生まれたとき	印鑑、保険証、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書
脱退のとき	ほかの市町村に転出するとき	国民健康保険証
	職場の健康保険に入ったとき	職場の健康保険証、国民健康保険証
	健康保険の被扶養者になったとき	職場の健康保険証、国民健康保険証
	国保の被保険者が死亡したとき	印鑑、国民健康保険証、会葬お礼ハガキ等
	生活保護を受けることになったとき	国民健康保険証、保護開始決定通知書

もし手続きしないと

加入の届出が遅れても、以前の健康保険の資格を喪失した日から国民健康保険の資格が発生しています。手続きが遅れても遡って資格を取得することになりますので、保険料も最長2年分その資格を取得した月の保険料から納付していただくことになります。

脱退についても届出が遅れると、資格を喪失されていないので、国保の保険料の請求が続き、職場等の健康保険料の支払いと重複することになります。また、国保の資格喪失後に誤って国保の保険証を使用した場合、国保が負担した保険給付分の費用は、後日返還してもらうことになります。

証明書様式

健康保険 資格取得(喪失)証明書

厚生年金保険

下記の者は、健康保険等の資格を 取得したことを証明します。
 被保険者 被扶養者 喪失 (該当欄に✓をしてください)

平成 年 月 日

所在地 _____

事業所名称 _____

(または保険者) 代表者 _____ TEL: _____

健康保険・厚生年金保険の資格取得または喪失年月日 (退職年月日) _____

健康保険被保険者証の記号・番号 _____

健康保険被扶養者番号 _____

国民健康保険被保険者番号 _____

国民健康保険被扶養者番号 _____

被扶養者として認定された日 _____

退職以外の理由による喪失理由 _____

(記載上の注意)

- B欄の喪失年月日は、退職年月日の翌日となります。
- (1) B欄の被扶養者欄は、被扶養者として認定または認定を抹消された場合に記入してください。本人の資格取得または喪失の際に、被扶養者がある場合も必ず記入してください。なお、被扶養者の異動が引けの場合でもA.C.D.E欄は記入してください。
- (2) 退職以外の理由のときの喪失理由も必ず記入してください。(例 取入が被扶養者認定基準を上回ったため)